

 **ニュースレター** 

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2丁目6番9号
tel. 03-3237-7073 fax. 03-5215-1952 mail: contact@aeeri.org

理事長 大橋 英五
編集長 前畑 憲子
事務局 村田 浩司

☆ この冬は厳しい寒さが続き、寒さに弱い庭の木々が枯れてしまいました。しかし、クリスマス・ローズがようやくいまになって満開になり、クレマチスも咲きました。小さな庭の春ですが、さまざまな花がいっせいに咲くという、北国の春を思い起こしています。

ニュースレター21号をお届けいたします。今号では昨年12月3日に行われました、未来社会研究会担当理事である小西会員の報告要旨をお届けいたします。検討すべき著作をあらかじめ決定し、それを参加者が検討・学習し、報告をうけたのち研究会にて意見を交わし合うというスタイルをとりました。いつもの講演形式の研究会ももちろんたくさんアンテナを立て、結果として視野の広がり有助長するものとしてこれからも続けていこうと思っておりますが、12月に行われたこうした研究会のスタイルも勉強になるという意見があり、研究会のあり方としてこれからも取り入れて行こうということになりました。

研究会のあり方について、ご意見をお寄せいただき、また、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

記事内容

- ・ お知らせコーナー 2
- ・ 報告・記事コーナー 3-5

12月研究会報告要旨

矢部宏治『知ってはいけない—隠された日本支配の構造』（講談社現代新書）を読む

— 日米安保と憲法九条を考える —

小西一雄氏（当研究機構副理事長・立教大学名誉教授）

ROAEE 定例研究会（4月1日）のお知らせ

久しぶりに定例研究会を環境問題研究会の主催で開催いたします。多くの方々の参加をお待ちしています。

日時：2018年4月1日（日）15：00～17：00

会場：立教大学池袋キャンパス 12号館 2階会議室

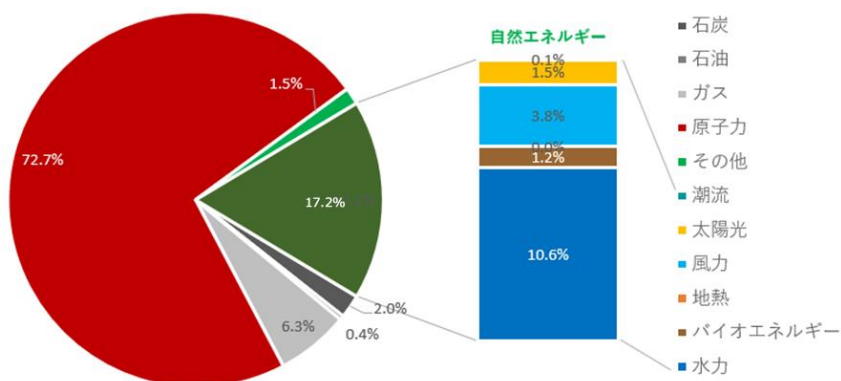
講師：小島智恵子氏（日本大学商学部教授）

テーマ：フランスの原子力民事利用開発とテクノクラート

著者紹介

現代物理学史を専門とし、学部では科学技術史の講義を担当されています。日本物理学会、日本科学史学会などに所属し、多数の研究論文を發表されていますが、フランスにおける量子論の歴史とともに、今回の講演のテーマは小島氏の代表的な研究の一部です。フランスのアレバ（現オラノ）の問題をはじめ原子力大国フランスの歴史と現状や課題について、専門的な内容を易しくお話しさせていただきます。

フランスの発電電力量の構成比（2016年）



出所：自然エネルギー財団 HP

ROAEE 未来社会研究会第 5 回研究

矢部宏治『知ってはいけない—隠された日本支配の構造』（講談社現代新書）を読む

— 日米安保と憲法九条を考える —

2017 年 12 月 3 日

小 西 一 雄

はじめに：なぜこの本を取り上げたか

1 本書の概要

はじめに：・東京のど真ん中に六本木ヘリポートと南麻布にあるニューサンノー米軍センターという米軍基地がある。

- ・外務省機密文書「日米地位協定の考え方 増補版」によれば、北方領土返還交渉で日本は「返還された島に米軍基地を置かないというような約束をしてはならない。」
- ・日本には首相でさえよくわかっていない「ウラの掟」が多数あり、「そういう掟のほとんどは、じつは日米両政府のあいだではなく、米軍とエリート官僚のあいだで直接結ばれた、占領期以来の軍事上の密約を起源としている」。

第一章 日本の空は、すべて米軍に支配されている

- ・横田空域、岩国空域、米軍専用空域（旧・嘉手納空域）という巨大な米軍管理空域があるが、これらに国内法の根拠はない。1959 年以降「本土上空の航空管制権はすべて日本に返還するが、ただし「米軍基地とその周辺は例外とする」という密約を結ぶ。さらに密室の協議によって、「その周辺」という言葉の意味を途方もなく拡大していく。」
- ・航空法特例法第 3 項によって、航空法第 6 章（最低高度など航空機の安全な運航について定めたもの）は米軍には適用されない。

第二章 日本の国土は、すべて米軍の治外法権下にある

- ・国土全体が治外法権下にある。「日本国の当局は、所在地のいかんを問わず米軍の財産について、捜索、差し押さえ、または検証を行なう権利を行使しない。」（日米合同委員会の公式議事録、1953 年 9 月 29 日）

第三章 日本に国境はない

- ・米軍は「自由にどこにでも基地を置き」（全土基地方式）、「自由に軍事行動を行なう」（米軍を日本国内およびその周辺に配備する権利）ことを可能とする法的な仕組みが、「旧安保条約」⇒「行政協定」⇒「日米合同委員会」という三層構造をもつ「安保法体系」である。
- ・韓国、台湾も似た体制下にある。

第四章 国のトップは「米軍+官僚」である

- ・日米合同委員会は「米軍が「戦後日本において」、占領期の特権をそのまま持ち続けるためのリモコン装置」である。
- ・日本は「アメリカへの従属」というよりも、「米軍への従属」であり、しかも「その本質は精神的なものではなく、法的にガッチリと押さえ込まれている」。

第五章 国家は密約と裏マニュアルで運営する

- ・ 占領期の特権の代表例は、(1) 米軍関係者が日本の法によって裁かれないための「裁判権」
(2) 米軍が日本の国土全体を自由に使用するための「基地権」である。
- ・ この特権は次のような密約の方式で維持されてきた。
「古くて都合の悪い取り決め」 = 「新しくてみかけのよい取り決め」 + 「密約」
ex. 「行政協定」 = 「地位協定」 + 密約
- ・ 三つの裏マニュアル
 - ① 最高裁の「部外秘資料」(最高裁事務総局編集・発行「日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法関係資料」1952年9月)
 - ② 検察の「実務資料」(法務省刑事局作成・発行「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」1972年3月)
 - ③ 外務省の「日米地位協定の考え方」(外務省条約局作成、1973年4月)

第六章 政府は憲法に縛られない

- ・ 1959年11月「砂川裁判・最高裁判決」 ⇔ 「伊達判決」(1959年3月)
日本版・統治行為論の骨子「安保条約のような重大で高度な政治性を持つ問題については、最高裁は憲法判断をしなくていい」 ⇒ 安保条約は日本国憲法の上位にある。
- ・ 関連して眼を引いたこと。大気汚染防止法第27条1項、土壌汚染対策法第2条1項、水質汚濁防止法第23条1項には、これらは「放射性物質」によるものには適用しないという「適用除外条項」がある。

第七章 重要な文書は、最初すべて英語で作成する

- ・ 憲法9条のルーツは大西洋憲章第8項にある。
 - ① 大西洋憲章 (米英2カ国で基本文書作成、1941年8月)
↓
 - ② 連合国共同宣言 (26カ国が参加、1942年1月)
↓
 - ③ ダンバートン・オークス提案 (米英ソ中の四カ国で基本文書作成、1944年10月)
↓
 - ④ 国連憲章 (50カ国が参加して作成、1945年6月)
➡ 憲法第9条へ
- ・ 太平洋憲章第8項には
 - A 「平和に対する人類究極の夢 (=戦争放棄)」
 - B 「邪悪な敗戦国への懲罰条項 (=武装解除)」という二つのルーツが書かれている。
- ・ 憲法9条は国連軍 (現在まで設立されていない) の存在を前提としていた
ダンバートン・オークス提案では「世界の安全保障は国連軍を中心に行い、米英ソ中という四大国以外の一般国は、基本的に独自の交戦権は持たないという、戦後世界の大原則が定められました。」 ➡ 武力と交戦権の放棄。

- ・「平和を愛する諸国民」とは「第二次大戦に勝利した連合国（およびその国民）」のことである。

第八章 自衛隊は米軍の指揮のもとで戦う

- ・三つの密約 「裁判権密約」「基地権密約」そして「指揮権密約」
- ・指揮 権密約とは「一言でいってしまえば、「戦争になったら、自衛隊は米軍の指揮のもとで戦う」という密約のこと。「日米のあいだには「日本が占領下で行っていた米軍への戦争協力」を、今後もずっと継続するという法的な関係が、二一世紀のいまもなお存在している。「占領体制の継続」ではなく、「占領下の戦争協力体制の継続」が行われている。

第九章 アメリカは「国」ではなく、「国連」である

- ・日米安保は集団的自衛権の協定ではない。「かつてアメリカが集団的自衛権にもとづく安全保障協定を結んだのは、彼らにとって死活的に重要な意味を持つ中南米（米州機構）とヨーロッパ(NATO)の、しかも多国間の条約に限られていて、それ以外の「相互防衛条約」は、基本的にすべて個別的自衛権にもとづいて協力しあう関係でしかありません。(表参照)。<つまりアメリカは自動的に日本防衛のために軍事力を行使する義務はないということ。(小西)>
- ・ダレスのトリックによる国連軍のアメリカ軍への読みかえ。
- ・密約のルーツと展開
 - ①朝鮮戦争開戦直後に、ダレスが軍部を説得するためにつくった「6・30メモ」（1950年6月30日）⇒ 朝鮮戦争のさなかに、軍部自身がつくった「旧安保条約・米軍原案」（1950年10月27日）⇒ 戦後、日米間で結ばれたオモテ側の条約や協定+密約（1951年～現在）
- ・サンフランシスコ・システムの法的構造

あとがき 【追記】なぜ「9条3項・加憲案」はダメなのか

2 若干の問題提起

- ① 本書第7章の9条の成立と解釈を前提とすると、9条を守るという運動はどのように位置づけられることになるのか。また、関連して、戦後史における9条受容の歴史、9条の意味の変化をどうみるか。
- ② 安保法制による部分的集団的自衛権の容認は、日本の米軍への一方的協力体制の構築、米軍の指揮下で戦う自衛隊の実現ということになる。
- ③ 憲法の番人でなければならない最高裁は安保条約以外でも判断を放棄していないか。
- ④ 密約からの脱出のため何が求められているか。

以上